

24-D-0897
2024年10月1日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

スタートプロシード投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

スタートプロシード投資法人(証券コード:8979)

評価対象

スタートプロシード投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

概要

スタートプロシード投資法人（本投資法人）は、2005年4月に設立され、2010年7月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）へ上場したJ-REIT。2005年11月にジャスダック証券取引所（現東京証券取引所 JASDAQ 市場）へ上場したが、東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）への上場に伴い、2010年10月をもって JASDAQ 市場における上場を廃止した。需要が安定している平均的な所得層を対象にした賃貸住宅を主要な投資対象としており、スポンサーであるスタートコーポレーション株式会社（スタート）及びグループ会社との協力関係を通じて運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指している。

スタートは1972年に設立された、東京都中央区所在の東京証券取引所第一部上場の総合不動産会社であり、主たる事業である住宅建設や不動産管理、賃貸及び売買の仲介を軸に、ホテル・レジャー、高齢者支援・保育等、広く事業展開している。傘下には、本投資法人の資産運用会社であるスタートアセットマネジメント株式会社(本資産運用会社)、建設事業のスタートCAM株式会社等、数十社の子会社を有している。スタートをはじめとするスポンサーグループとは外部成長、内部成

長、リーシング業務などでの協力関係にあり、スポンサーグループからの強いサポートを期待することができる。

本投資法人は、気候変動等の環境問題、少子高齢化問題等、本投資法人及び投資対象である賃貸住宅を取り巻く環境の変化に鑑み、環境・社会・ガバナンス（ESG）にかかる取り組みを進めることが不可欠であると認識し、「人が、心が、すべて。」というスターツグループの企業理念のもと、ESG方針を制定し、マテリアリティを設定し、サステナビリティに資する取り組みを強化している。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンド及びグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金の使途を、環境改善効果を有するものに限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）及び環境省が、それぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、JCRは現時点における国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照する。

JCRは、2021年10月15日に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等を受けて、本投資法人が本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。

本投資法人は、2021年10月時点の本フレームワークにおいて、資金使途を一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングと、一定以上の環境改善効果につながる改修工事の2種類としている。グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、DBJ Green Building 認証3つ星以上、CASBEE 評価認証 B+ランク以上、BELS 評価3つ星以上のいずれかを取得・更新済あるいは今後取得・更新予定の物件とし、改修工事に関する適格クライテリアは、エネルギー効率、水の消費性能、環境面で有益な改善を目的とした工事としている。JCRは本投資法人の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

その上で、本投資法人では、上記のグリーンビルディングの基準について、2024年8月にCASBEE 評価認証の範囲の明確化及びBELS 評価の適格ランク変更を行っている。いずれの変更についても、JCRは引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

本投資法人は、前回評価時と同様に、ESGにかかる目標の実現のために環境改善効果を有する物件を維持・管理することを企図しており、維持・管理のための費用を調達するため、グリーンファイナンスの調達を企図している。環境問題へ取り組む社内体制は適切に構築されており、経営陣及び専門的知見を有する部署が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みが構

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023" <https://www.lsta.org/content/guidance-on-green-loan-principles-glp/>

³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

築されている。また、グリーンファイナンスによる調達資金の管理も適切に定められている。レポート内容についても、これまで開示された内容はいずれも適切であり、今後についても、本フレームワークに基づく情報開示が引き続き予定されており、開示内容の適切性、透明性ともに確保されている。以上より、本投資法人のグリーンファイナンスに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様に適切であり透明性が高いことを、JCRは確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、環境省の「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では、変更後のフレームワークのみ記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク

2. 調達資金の使途

2.1. 投資対象となる適格資産

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、改修工事資金、ならびにこれらの資金のリファイナンスに充当する予定です。

2.2. 適格クライテリア

グリーン適格資産とは、下記のグリーン適格クライテリア 1 又は 2 のいずれかを満たす資産をいいます。

(1) 適格クライテリア 1

以下の①から③の第三者認証機関の認証のいずれかを取得・更新済もしくは今後取得・更新予定の物件

- ① DBJ Green Building 認証: 3つ星、4つ星、もしくは5つ星
- ② CASBEE 評価認証 (自治体版 CASBEE を除く): B+ランク、Aランク、もしくはSランク
- ③ BELS 評価:

i) 平成 28 年度基準 (※既存不適格は除く): 3つ星、4つ星、もしくは5つ星

※物流施設を含む工場等において BEI=0.75 超を除く

ii) 令和 6 年度基準:

- ・非住宅 : レベル 4~レベル 6
- ・再生可能エネルギー設備がある住宅 : レベル 3~レベル 6
- ・再生可能エネルギー設備がない住宅 : レベル 3~レベル 4

(2) 適格クライテリア 2

運用する不動産において、エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善を目的とした設備改修工事（従来比 30%の使用量削減効果が見込まれるもの）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、2024 年 4 月に建築物の省エネ性能表示制度の告示が改正・施行されたこと等に伴い、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 評価認証の範囲の明確化及び BELS 評価の適格ランクの変更を行った。

本フレームワークにおいて、今回記載の変更をおこなった CASBEE 評価認証、BELS 評価の概要を以下に示す。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5 屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

今般、本投資法人が適格クライテリアに定めた認証水準を有する建物は、CASBEE-建築（新築）に関しては BEE1.0 以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の性能を有する物件と考えられる。これらを踏まえ、当該クライテリアに定める認証水準は、総じて十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index)

によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の2024年4月1日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が2024年4月に強化され、BELSに新基準（令和6年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル6（消費エネルギー削減率が50%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル4（消費エネルギー削減率が30%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準におけるBELSのレベル4（消費エネルギー削減率が30%以上40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

以上より、JCRは変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人が本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである（前回評価時から変更点は特段なし）。

プロセスにかかる本フレームワーク(抜粋)

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

本資産運用会社において調達資金の使途となるプロジェクトを管理部が選定し、ESG に関する事項を決定する代表取締役を ESG 最高責任者、管理部長を ESG 執行責任者とし、各部長及び指名された担当をメンバーとする ESG 委員会によって適格クライテリアへの適合が検証・評価されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたプロセスについて、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、かかる論点につき変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

本投資法人が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（前回評価時から変更点は特段なし）。

資金管理にかかる本フレームワーク

4. 調達資金の管理

調達資金が口座に入金された後、すみやかに本資産運用会社の管理部によって資産保管会社に対し送金の指図が行われ、資産保管会社によって送金が行われます。

調達資金は対象プロジェクトの支払いに充当されるよう、同管理部が社内システムにて追跡管理を行います。また、グリーンファイナンスの残高が存在する限り、調達額とプロジェクトへの充当額との差額若しくは全額充当されたことを定期的を確認する予定です。調達資金が対象プロジェクトへ充当されるまでの間は、調達資金は現金又は現金同等物（譲渡性預金等）で管理されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、かかる論点につき変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポーティング

本投資法人が本フレームワークで定めるレポーティングについては以下の通りである（前回評価時から変更点は特段なし）。

レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

5. レポーティング

本投資法人は、年に一度下記の内容について合理的に実行可能な限りにおいて、本投資法人のウェブサイトにおいて報告する予定です。

(1) 資金充当状況レポーティング

調達資金の全額が適格クライテリアに合致するプロジェクトに全額充当されるまでの間、当該調達資金の充当状況を開示します。

(2) インパクトレポーティング

適格クライテリア1に適合するプロジェクトについて

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、調達された資金が充当された各グリーン適格資産に関して以下の指標の実測値又は推計値を開示する予定です。

- ① エネルギー消費量
- ② 温室効果ガス（CO₂）排出量
- ③ 水消費量
- ④ 環境認証の取得状況（物件数・延床面積・認証取得年月日・認証種別・認証ランク）

適格クライテリア2に適合するプロジェクトについて

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、改修工事を行う前の時点及び改修工事を行った後の時点での以下のいずれかの指標の実測値又は推計値を開示する予定です。

- ① エネルギー消費量
- ② 温室効果ガス（CO₂）排出量
- ③ 水消費量

(3) 状況に変化があった場合のレポーティング

調達資金の当初の充当状況が事後的に大きく変化し未充当資金が発生した場合には、資産運用会社の承認を経たのち、本投資法人のウェブサイトにおいて開示を行います。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニングについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、かかる論点につき変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

なお、これまでのレポートニング実績について、本投資法人のウェブサイトにおいて、本フレームワークに基づき適切に実施されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

本投資法人及び本資産運用会社は、需要が安定していると考えられる平均的な所得層を対象にした賃貸住宅を投資対象とすることで、「じっくり、揺るがず、末長く。」を礎として安定的な成長を目指している。

本投資法人は、気候変動等の環境問題、少子高齢化問題等、本投資法人及び投資対象である賃貸住宅を取り巻く環境の変化に鑑み、ESG にかかる取り組みを進めることが不可欠であると認識し、「人が、心が、すべて。」というスタートグループの企業理念のもと、ESG 方針を制定し、マテリアリティを特定している。

スタートプロシード投資法人 ESG 方針（抜粋）⁵

1. 環境への配慮
2. ESG 情報の開示と環境認証の取得
3. ステークホルダーとの協働
4. 働きやすい職場環境の整備
5. ガバナンス

本投資法人は、環境に関するマテリアリティとして「温室効果ガス排出・エネルギー消費量の削減」「水使用量の削減」「廃棄物削減」「各種環境認証の取得推進」を挙げている。本フレームワークで定められている適格プロジェクトを進めることにより、マテリアリティ全般の解決に貢献しうると考えられる。これより、グリーンファイナンスの実行は、本投資法人の環境への取り組み全般に資するものと評価される。

本資産運用会社は、環境をはじめとしたサステナビリティの専門的な合議体として、ESG 委員会を設置している。ESG 委員会は、代表取締役を ESG 最高責任者とし、各部の部長を主たるメンバーとしており、マテリアリティの特定など本投資法人のサステナビリティに関する取り組みを主導している。また、外部のコンサルティング会社よりサステナビリティに関してアドバイスを受けており、客観的な視点からサステナビリティに対する取り組みを強化している。

特に気候変動への対応において、本投資法人及び本資産運用会社は、近年の気候変動による災害の激甚化等を鑑み、これまで行ってきた個々の環境への取り組みに加え、気候関連リスクと機会に対して包括的な対応が必要との認識のもと、2024 年に TCFD 提言に基づく開示を開始した⁶。さらに、GHG 排出削減目標として、2030 年度に 2023 年度対比 42%削減 (Scope1,2)、2050 年度ネットゼロを設定した。2030 年度目標は Science Based Targets initiative (SBTi)⁷ の 1.5°C水準である。また、環境認証取得割合 (延床面積ベース) についても、2030 年度までにポートフォリオ全体の 40% (延床面積ベース) という目標を設定し、2024 年 8 月末時点で 19.8%と着実に進捗している。

以上より、本投資法人は経営陣が環境問題を重要度の高い課題として認識し、専門的知見を活用して、環境問題への具体的な取り組みを進めていると JCR は評価している。

⁵ 出典：本投資法人ウェブサイト <https://www.sp-inv.co.jp/ja/esg/index.html>

⁶ 本投資法人ウェブサイト <https://www.sp-inv.co.jp/ja/esg/climate.html>

⁷ 企業に対し「科学的根拠」に基づく「二酸化炭素排出量削減目標」を立てることを求めるイニシアティブ。気候変動対策に関する情報開示を推進する機関投資家の連合体の CDP (旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF)、国連グローバル・コンパクト (UNGC) によって 2014 年 9 月に設立された。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・後藤 遥菜

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル